## IV. 日本電気泳動学会奨励賞(服部賞)規程

- 1. 会則第3条(3)に基づき本規程を定める。
- 2. 本会は故服部連太郎氏のご遺族から個人の遺志として寄贈された日本電気泳動学会常光服部連太郎基金 (500万円)を特別会計として管理する。
- 3. 本会は、電気泳動に関する研究成果の発表を国内外において活発に行い、また当学会主催の研究集会 あるいは当学会機関紙において優秀な発表をした会員歴2年以上の正会員または準会員であって、原 則として40歳以下の者に日本電気泳動学会奨励賞(服部賞)を贈り、これを表彰する。
- 4. 賞は賞状および副賞からなる。
  - 2) 副賞(1件3万円)は日本電気泳動学会常光服部連太郎基金を以てあてる。
- 5. 授賞は毎年2件以内とする。
- 6. 受賞者の選考は評議員の推薦に基づいて児玉賞選考委員会が行う。
- 7. 受賞候補者を推薦しようとする者は、毎年、委員会指定の期日までに、候補者の氏名、所属、発表論 文リスト (著者全員の氏名、題名、掲載誌名、年、間、ページ)、推薦理由書 (400 字以内)、候補者 の略歴、研究業績を電子媒体として本会事務局に提出する。
- 8. 児玉賞選考委員会は受賞者を決定し、推薦人と本人に通知する。受賞者は、その年の総会において受賞講演を行い、会長から賞状と副賞を授与される。
- 9. この規程に定めること以外については理事会が協議して決定する。
- 10. 本規程は、平成26年4月1日より施行される。